

# 秋田市食の自立支援事業受託事業者募集要項

秋田市では、令和7年度食の自立支援事業の受託事業者を下記のとおり募集します。  
なお、今後予算の状況によっては、内容に変更があり得ることをあらかじめご承知  
おきください。

## 記

### 1 募集に関する事項

(1) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 業務内容

事業の仕様書のとおりです。

### 2 応募要件

事業を円滑かつ安定して実施できる法人又は団体もしくは個人で、次の要件をい  
ずれも満たすこととします。

(1) 秋田市に本社、支店又は営業所を有していること。

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 秋田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴  
力団員又はそれらと密接な関係を有する者ではないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する  
者ではないこと。

(5) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

(6) 事業所内に栄養士または管理栄養士を配置していること。

(7) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規程により、令和3年5月31日  
までに飲食店営業（仕出し・弁当）又は令和3年6月1日以降に飲食店営業も  
しくはそうざい製造業の許可を受け、かつ、半年以上継続した営業実績を有す  
ること。

(8) 衛生的かつ十分な厨房設備および配食サービス用の車両等を有し、配食サ  
ービスを適切、公正、中立かつ効率的に実施することができること。

(9) 秋田市内に事業所を有すること。

### 3 スケジュール（予定）

(1) 募集開始

令和7年1月21日（火）

(2) 募集要項等について質問受付

令和7年1月21日（火）から令和7年1月27日（月）まで

- (3) 募集要項等について質問回答  
令和7年1月30日（木）予定
- (4) 応募書類の受付  
令和7年1月30日（木）から令和7年2月6日（木）まで
- (5) 審査結果の公表  
令和7年2月下旬

#### 4 質問および回答

質問については、長寿福祉課へのEメール又はFAXにより受け付けます。ただし、質問内容は、募集に関して必要な項目のみとします。なお、口頭による質問は受け付けいたしませんので、ご了承ください。

※Eメールの件名は、「秋田市食の自立支援事業受託事業者募集に係る質問」とすること。

- (1) 提出書類  
「秋田市食の自立支援事業受託事業者募集に係る質問票」

- (2) 受付期間  
令和7年1月27日（月）午後5時15分まで

- (3) 提出先  
秋田市福祉保健部 長寿福祉課  
Eメールアドレス [ro-wflg@city.akita.lg.jp](mailto:ro-wflg@city.akita.lg.jp)  
FAX 018-888-5667

- (4) 回答方法  
令和7年1月30日（木）に長寿福祉課ホームページに掲載する予定です。  
なお、質問の回答は、本要項の追加事項として取り扱うこととします。

#### 5 応募方法

- (1) 提出書類  
各様式は、長寿福祉課ホームページに掲載していますので、応募者においてダウンロードしてください。

- (2) 受付期間  
令和7年1月30日（木）から令和7年2月6日（木）まで

- (3) 提出先  
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市福祉保健部 長寿福祉課（市役所本庁舎2階）

- (4) 提出方法  
提出書類一式を、長寿福祉課に持参（土曜日、日曜日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）又は郵送（書類書留に限る。提出期限までに必着のこと。）してください。

## 6 委託契約候補事業者の選定

応募については、秋田市福祉保健部業者審議部会において応募要件を確認のうえ、委託契約候補事業者として選定します。選定に当たっては、必要に応じてヒアリング又は実地調査を行う場合があります。また、選定結果は、応募者に通知します。

## 7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。
- (3) 令和7年度以降の予算について減額又は削除があった場合や、その他不測の事態が生じた場合は、事業内容の変更や、契約を締結しないこともあり得ます。また、その場合にあっても、申込書等は、返却しません。
- (4) 提出書類の提出後に辞退する際には、辞退届（様式は任意）を提出するものとします。
- (5) 提出された申込書等は、秋田市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開されることがあります。
- (6) その他本要項に定めのない事項については、別途本市の指示によるものとします。

- (7) 申込書等の提出に関する問合せ先

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市福祉保健部長寿福祉課（市役所本庁舎2階）

在宅サービス担当

直通 018-888-5668

FAX 018-888-5667

Eメール ro-wflg@city.akita.lg.jp